平成２５年（フ）第２２５号
沖縄県那覇市字松川602番地　キャッスル宣205
破産者　伊良部峰雄
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１０号
札幌市中央区南５条西11丁目1288番地13　ＢＩＢＯビル305号、開始決定時の住所札幌市中央区円山西町４丁目１番８号
破産者　石田　　了
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８９号
札幌市東区北40条東７丁目５番30号　アクアレーベル40－１－Ａ号
破産者　加藤　豊幸
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３７号
札幌市東区北47条東４丁目３番１号　２階
破産者　高橋　一徹
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２号
宮城県大崎市古川金五輪２丁目１番53号
破産者　鹿野　　亨
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
川崎市幸区小倉４丁目24番35―101号　コート瑠璃京
破産者　中村良起こと　ＣＡＩ　ＹＡＮＧ　ＫＩ　蔡　　良起
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１２８号
名古屋市中川区丸米町１丁目106番地　カーサしのはら201号
破産者　白山　輝彦
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１４号
愛知県弥富市佐古木４丁目554番地13
破産者　上野　勝正
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１１号
大阪府豊中市南桜塚４丁目18番５号
破産者　初岡　孝浩
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７２９号
大阪府八尾市黒谷３丁目86番地
破産者　坂上　耕造
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７０号
大阪府吹田市岸部中５丁目16―34、申立時の住所大阪市福島区鷺洲１丁目７番39―201号
破産者　金床　　涼
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９７２号
大阪府茨木市中村町17番３号　シャローム中村101号、前住所大阪府箕面市半町３丁目10番32号
破産者　オズサービスこと　眞野　純行
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５５号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27―３、住民票上の住所大阪府東大阪市西堤本通東２丁目３番25―201号
破産者　金林秀明こと　金　　秀明
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９０号
大阪市西区新町２丁目３番13号ライオンズマンション四ツ橋804、開始決定時大阪市西区江之子島１丁目８番21―405号
破産者　岩本　秀治
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０８号
大阪市此花区西九条３丁目６番４号　エムエス工業101号
破産者　岡添　　稔
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６２号
大阪府松原市天美東２丁目136番地の３1213号
破産者　森　　弘
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３号
堺市南区原山台１丁５番３―817号、前住所堺市南区赤坂台６丁21番５号
破産者　田口　英男
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９６８号
堺市堺区楠町３丁４番８号
破産者　田所　敬司
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係